

令和8年度美唄市兼任集落支援員募集要項

市では、住民自身が地域の現状や課題を把握し、行政と協働した地域の維持及び活性化に必要と認められる施策を実施するため、美唄市集落支援員設置要綱に基づき兼任集落支援員を募集する。

1. 募集内容

美唄市兼任集落支援員 20名（従来型、任務型含め）

2. 兼任集落支援員の任務

※兼任集落支援員とは、本業のほかに「集落支援員」として地域で活動する支援員のこと。

【従来型】

- (1) 地域の現状の調査・点検及び課題の整理に関すること。
- (2) 地域住民間における話し合い活動及び協働の推進に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた地域の維持及び支援に関すること。
- (4) 市長が指定する地区の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務又は活動に関すること。

【任務型】（専任集落支援員が定めた年間任務（ミッション）に特化した活動を行う。）

◎令和8年度任務

- (1) 地域福祉会館の利活用の推進。
- (2) 町内会等の運営に関する情報収集、調査、支援立案、支援（介入）に関すること。
- (3) 北福祉会館の運営に関すること。
- (4) ファシリテーターとして活動できる方。

※ファシリテーターとは、当事者同士の議論や活動が円滑に進むよう支援・調整を行う人のことです。

3. 募集条件

- (1) 18歳以上の方。
- (2) 地域の活性化に対する意欲と熱意があり、地域住民と連携して積極的に集落支援活動を行うことができる方。
- (3) 心身が健康で、かつ、誠実に集落支援活動を行うことができる方。
- (4) 地域コミュニティに興味・関心のある方。
- (5) 毎月、活動報告書の提出ができる方。

4. 報酬等（活動費）

月額 30,000 円

5. 委嘱期間

1年間(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

6. 応募方法

- (1) 募集期間 (3)に記載された書類を地域福祉課地域福祉係窓口に提出
- (2) 募集期間 令和8年2月16日(月)～3月19日(木)
- (3) 応募書類 市役所地域福祉課窓口に配置のほか、市ホームページからダウンロードするこが出来ます。

7. 提出書類 ①美唄市兼任集落支援員応募用紙(様式1)

②本人を確認する書類(運転免許証、マイナンバーカードの写しなど)

8. 採用通知(合否判定の結果)

令和8年3月23日(月)～27日(金)で、合否の通知を郵送します。

【問い合わせ先】

美唄市役所 保健福祉部地域福祉課

電話 0126-62-3148 (直通)